十七　シュウ酸ジクロリド（別名塩化オキサリル）
十八　硫化カリウム
十九　チオシアン酸カリウム
二十　塩化チオホスホリル
二十一　亜リン酸トリイソブチル
二十二　次亜塩素酸ナトリウム
二十三　三酸化硫黄
二十四　黄りん
二十五　赤りん
二十六　メタノール
二十七　エタノール
二十八　一―ブタノール
二十九　二―ブタノール
三十　イソブタノール
三十一　ターシャリーブタノール
三十二　シクロヘキサノール
三十三　三塩化アルミニウム
三十四　ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
三十五　N・N―ジメチルアニリン
三十六　臭化イソプロピル
三十七　イソプロピルエーテル
三十八　イソプロピルアミン
三十九　臭化カリウム
四十　ピリジン
四十一　臭化ナトリウム
四十二　金属ナトリウム
四十三　トリブチルアミン
四十四　トリエチルアミン
四十五　トリメチルアミン
四十六　ヒ素
四十七　三酸化二ヒ素
四十八　ビス（二―クロロエチル）エチルアミン塩酸塩
四十九　ビス（二―クロロエチル）メチルアミン塩酸塩
五十　ベンジル
五十一　一―ブロモ―二―クロロエタン
五十二　ジエチルエーテル
五十三　ジメチルエーテル
五十四　N・N―ジメチルアミノエタノール
五十五　一・二―ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）
五十六　エチレングリコールモノメチルエーテル
五十七　ブロモエタン（別名臭化エチル）
五十八　クロロエタン（別名塩化エチル）
五十九　エチルアミン
六十　ヘキサメチレンテトラミン
六十一　イソシアン酸メチル
六十二　イソプロパノール
六十三　メチルアミン
六十四　ブロモメタン（別名臭化メチル）
六十五　ニトロメタン
六十六　ピクリン酸
六十七　二―メチルキノリン
六十八　亜リン酸トリブチル
六十九　トリス（二―クロロエチル）アミン塩酸塩
七十　ジエチレントリアミン
七十一　ブチリルコリンエステラーゼ
七十二　三―ジメチルカルバモイルオキシ―一―メチルピリジニウムブロミド（別名臭化ピリドスチグミン）
七十三　塩化オビドキシム

第二条　輸出令別表第二の三第一号の二ロに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　反応器であって、容量が〇・一立方メートル超二〇立方メートル未満のもの

［新設］